加古川市重度障害者等就労支援特別事業

変更決定通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

加古川市長

　　年　　月　　日付けの申請について、下記のとおり変更決定を行いましたので、

通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 変更日 | 　　　年　　月　　日 |
| 変更が生じた事項 | （変更前） |
| （変更後） |
| １　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、加古川市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。２　この処分については、この処分があったことを知った日（上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、加古川市を被告として（訴訟において加古川市を代表する者は、加古川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分があった日（上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決のあった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 |

（問合せ先）